

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路2 県民の暮らしの安心確保

防犯対策の推進と捜査活動の強化



1 テロの未然防止のための基盤強化



要望先 : 警察庁
県担当課 : (警) 警備課

◆提案・要望

県内の主要施設及び公共交通機関や各種イベント等、不特定多数の人が集まる施設や場所に対するテロを阻止するため、対テロ能力の維持向上に資する各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）の拡充に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 国際テロ情勢として、ISIL（いわゆる「イスラム国」）等は、インターネット上でプロパガンダの拡散やリクルート活動を強化し世界中の支持者にテロの実行を呼び掛けているほか、日本や邦人をテロの標的として名指ししており、我が国でも、過激思想に影響された者によるテロの発生が懸念される。
- また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等を狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- 県警察では、テロ対策のため、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なる各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）を拡充する必要がある。

※CBRN【Chemical(化学物質)、Biological(生物剤)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)】

◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	テロの手段	死傷者数
スペイン・アンダルシア	教会	2023年1月	刃物	死者1人、負傷者4人
フランス・アラス	高校	2023年10月	刃物	死者1人、負傷者3人
ベルギー・ブリュッセル	商業施設	2023年10月	銃器	死者2人、負傷者1人
フランス・パリ	繁華街	2023年12月	刃物	死者1人、負傷者2人
ロシア・モスクワ	商業施設	2024年3月	銃器	死者144人、負傷者551人
ドイツ・マンハイム	イベント会場	2024年5月	刃物	死者1人、負傷者5人
ドイツ・ゾーリンゲン	イベント会場	2024年8月	刃物	死者3人、負傷者8人

- 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

2 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入



要望先 : 総務省、厚生労働省

県担当課 : 人事課、防犯・交通安全課

◆提案・要望

犯罪被害者やその家族の被害回復のための休暇制度について周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 犯罪被害者やその家族は、犯罪被害に遭うと、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴う通院治療や、警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴等の理由による出勤への支障、心身の不調による出勤困難となったりするなど、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- ・ これを防ぎ、犯罪被害者等の心身の被害の早期回復を図るため、また、仕事を継続できるように、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度（以下「被害回復のための休暇制度」という。）の導入が求められている。
- ・ 国の第4次犯罪被害者等基本計画（計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）では、「被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にある」とし、民間事業者等に対し、被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、厚生労働省の「令和6年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」によれば、回答した3,234企業のうち、被害回復のための休暇制度を「知っていた」と回答した企業は9.6%、「導入している」と回答した企業は0.9%であった。
- ・ 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度を呼び掛けているが、現状の国家公務員の休暇制度では、被害回復のための休暇制度は導入されていない。
- ・ 本県職員への制度導入の検討に当たって、地方公務員の休暇制度については、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう考慮して定めるべきものであり、本県のみで被害回復のための休暇制度を導入することは困難である。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、民間事業者等への周知・普及につなげる。

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進



1 水源地域の保全



要望先：農林水産省、林野庁、国土交通省
県担当課：土地水政策課、みどり自然課、森づくり課

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律等の整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律や条約は整備されていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が令和5年では33件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
- ・ なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

2 雨水・再生水利用の推進



要望先：国土交通省
県担当課：土地水政策課

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

3 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減



要望先 : 財務省、国土交通省

県担当課 : 土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、水道企画課

◆提案・要望

<ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) 思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (2) 思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し徹底したコスト縮減を図るとともに工期を厳守するよう働き掛けること。

<水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (3) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (4) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。
そのため、工期を厳守するとともに、総事業費については県財政への負担が軽減されるようコスト縮減の徹底を求めている。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めている。

4 水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 生活衛生課、水道企画課

◆提案・要望

- (1) 防災・安全交付金（広域化事業）の採択基準を緩和するとともに、「全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。」旨の条件を外すこと。
- (2) 広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合であっても、防災・安全交付金（運営基盤強化等事業）の交付が受けられるよう、支援制度の創設・拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「埼玉県水道整備基本構想」（埼玉県水道ビジョン）に基づき、広域化による水道基盤強化の促進に努めており、秩父圏域の水道においては、平成28年度に秩父広域市町村圏組合として事業統合し広域化事業に取り組んでいる。
- ・ 秩父広域市町村圏組合では、平成28年度からの10年間で、国の交付金（広域化事業及び運営基盤強化等事業）を活用し、施設の統廃合など広域化に係る施設整備を実施しているところであるが、平成28年度及び平成29年度の交付金が要望額に対して約7割にとどまったこと、令和元年台風19号で基幹浄水場が被災し、復旧に時間を要したこと等から事業の進捗に遅れが生じ、10年間での事業完了は困難と見込まれている。
- ・ 本県における先進的取組事例となる秩父広域市町村圏組合の広域化事業を成功に導いていくことが、本県の水道基盤強化促進につながるものと考えており、そのためにも、交付金の採択基準の緩和等が必要である。
- ・ また、本県のもう一つの水道圏域である埼央圏域においては、ほぼ全ての水道事業者が県営水道の用水供給を受ける用水供給型の広域的水道整備により施設が効率的に整備されていることから、広域化に際して、交付金の対象となる施設統廃合などの施設整備を伴わないため、広域化による基盤強化の動機付けとならない。
- ・ このような水道事業者の基盤強化を促進するため、広域化に直接関係する施設整備がなくとも、国の交付金（運営基盤強化等事業）が活用できるよう支援制度の創設・拡充が必要である。

5 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充【一部新規】



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

- (1) 各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げる
こと。
- (2) 加速要件である耐震化率の上昇に関して、水道用水供給事業の特殊性を踏まえた
条件を設定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため水道施設の更新や改築あ
るいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため原水水質に応じ高度浄水
処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国ではこうした取組に対する補助事業を設け、予算の範囲内で財政支援を実施しているところ
である。
- ・ しかし、これら補助事業については水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付
対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も3分の1又は4分の1に
とどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする交付金（水道管路緊急改善事
業）は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が
設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。
- ・ また、新たに創設された「水道総合地震対策事業」等においては、採択基準として各施設の耐
震化率等の上昇ポイントを要件とする「加速要件」が定められたが、水道用水供給事業が管理す
る管路は水道事業と比較して口径が大きく、耐震化には多大な時間を要することから、水道事業
と同じ水準で本要件を満たすことは困難な状況である。

◆参考

○本県の耐震化の状況（簡易水道事業を除く）【令和5年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 58.5%
- ・ 配水池の耐震化率 76.3%
- ・ 基幹管路の耐震適合率 50.1%

○本県の水道施設の老朽化の状況（簡易水道事業を除く）【令和5年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 20.4%
- ・ 経年化設備率 53.4%
- ・ 石綿セメント管残存率（残存延長） 0.7%(216km)

6 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先：経済産業省
県担当課：水道管理課

◆提案・要望

- (1) 工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。
- (2) 改築事業に係る補助について、再開すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の工業用水道事業の現状は、需要減少傾向が止まらず、平成10年度に約25億円あった給水収益が令和5年度には約15億円まで減少するなど、厳しい経営環境に晒されている。
- ・ 老朽化施設の更新においては、アセットマネジメント手法を活用した平準化等により健全経営を維持するよう努めているが、法定耐用年数を超過した資産の割合は依然高く、工業用水の安定供給を持続するため、施設更新を着実に実施していく必要がある。
- ・ また、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、管路の耐震化についても早急に実施していかなければならない。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化を着実に実施するためには国の補助金による支援が不可欠であるが、工業用水道事業費補助金は、全国の事業を順位付けし上位の事業から補助金が配分されるため、要望した補助金が交付されない場合がある。
- ・ さらに、老朽化した設備等の更新費用を対象とした改築事業に係る補助は、新規採択が国において見送られており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化は莫大な費用を要し、工業用水道事業の経営を圧迫するため、国の補助金がなければ、施設更新や耐震化の実施に支障が生じる。
- ・ 以上から、工業用水道事業に対して十分な補助金が配分されるよう予算拡充の措置を求めるとともに、現在、新規採択が見送られている、改築事業に係る補助採択の再開を求めるものである。

◆参考

○本県における耐震化の状況【令和5年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 65%
- ・ 基幹管路の耐震化適合率 20.0% (全国平均 48.2% (令和5年度))

○本県における老朽化の状況【令和5年度】

- ・ 有形固定資産減価償却率 70.03%

生活の安心支援



1 生活保護制度の改善



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。
- (2) 生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもがいる世帯に十分配慮したものとする。
- (3) 無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、法令による規制を強化すること。
- (4) 生活保護が準用される在留資格が認められた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<生活保護制度の見直し>

- ・ 国は、以下のとおり生活保護法や社会福祉法の一部改正を行い、生活保護制度の見直しを行った。
 - 医療扶助等にかかる都道府県による市町村支援の仕組みの創設
 - 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
 - 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知の創設
 - 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等、救護施設等における個別支援計画策定の義務化
- ・ 生活保護制度の適正化や自立支援の強化など見直しを行う際は、実行性のある制度にするため、実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行う必要がある。

<生活保護基準の見直し>

- ・ 国の生活保護基準部会において、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じて見直しを行っている。
- ・ 前回、令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施することとした。

- ・ 一方で、修学旅行の費用など学校生活に必要な費用を満たせていない。
- ・ 引き続き、国において適切な生活保護基準に見直していく必要がある。

<無料低額宿泊所に係る法整備>

- ・ 社会福祉法の改正により、無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設や、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知が創設され、無料低額宿泊所等の規制強化が図られた。
- ・ 現在も届出制であるため、許可制にすることで実効性のある規制ができる。
- ・ 事業主体が制限されていないため、法人格のある主体とすることで経営の透明性高め、事業を安定的に継続させることができる。

<外国人に対する生活保護の準用>

- ・ 昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされており、現在まで変更がない。
- ・ 当該通知後70年以上が経過し、多くの外国人が生活保護を準用し受給しているため、地方自治体の負担が重くなっている。
- ・ 外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

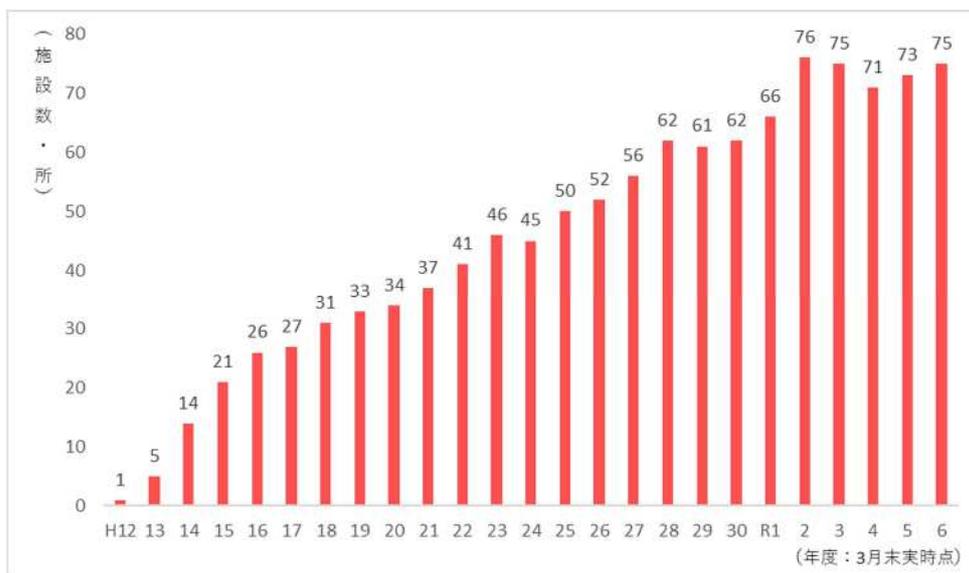
<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

- ・ 基準額は引き上げられたものの、個別支援計画の作成の義務化（令和6年10月から）による新たな業務の発生、入所者の高齢化や障害の重度化などにより、入所者一人当たりの介助負担が増大している。
- ・ 入所者に対して適切な支援を提供するためには、更なる施設事務費支弁基準額の増額が必要である。

◆参考

<無料低額宿泊所に係る法整備>

○県内無料低額宿泊所数の推移



<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

○入所者1人当たりの事務費支弁基準額（羽生市（施設定員101～110人））

	R4	R5	R6
一般事務費(月単価)	136,400円	142,000円	153,200円

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

就労支援・住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。住宅支援は令和6年の改正によりさらに3分の2に引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、生活保護制度と同様に4分の3を国において責任をもって確保すべきである。

◆参考

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

(1) 就労支援について

- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中12市にとどまっている。

(2) 住宅支援について

- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中6市にとどまっている。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ また、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体を実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されており、国では就労準備支援事業と家計改善支援事業の一体的実施を推進している。
- ・ 任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業 3 分の 2、一時生活支援事業 3 分の 2、家計改善支援事業 3 分の 2（令和 7 年 4 月から）であるが、各自治体の財政状況は厳しいため実施できない自治体が多く、地域間で格差が生じている。
- ・ 本県では、就労準備支援事業は 40 市中 26 市、居住支援事業は 40 市中 6 市、家計改善支援事業は 40 市中 28 市の実施にとどまっている状況にある。
- ・ 充実した支援体制の整備を後押しするため、任意事業については、国庫補助の上限である基準額を撤廃するとともに、必須事業と同等の補助率に引き上げるべきである。

4 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習支援の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

こどもに対する学習支援の取組に対しては、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう国庫補助の上限となる基準額を撤廃し加算対象を見直すとともに、国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から99.0%（令和5年度学習教室参加者）に12.1ポイント向上した。
- ・ 学習支援事業は、生活困窮者自立支援法の改正により平成31年度から「子どもの学習・生活支援事業」となり、単に勉強を教えるだけでなく、こどもの居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、こどもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うものであるとされている。
- ・ また、本県では生活保護世帯のこどもの非認知能力の格差に注目し、非認知能力を高めると学力も高まることから小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を実施している。
- ・ 小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費の見直しが必要である。
- ・ 継続的な事業の実施に当たっては、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げるなど、国として積極的に財政支援すべきである。

5 生活福祉資金相談体制の維持



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度については、貸付だけでなく償還指導も含めて自立支援と位置付けていることから、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 生活福祉資金貸付制度は実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付から償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度は、平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。ただし、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、近年の物価高騰等の影響によって生活再建に苦しむ方が多くいる状況であり、特例貸付が終了したことも相まって、今後、生活福祉資金貸付の利用者が増加することが見込まれる。
- 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。

◆参考

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

年度	補助金額等	財源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金(国10/10)
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の2分の1を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度	72,365千円	
令和5年度	97,432千円	
令和6年度	86,401千円	
令和7年度(見込み)	61,830千円	

6 保護司の活動費の充実【新規】



要望先 : 法務省
 県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

保護司の活動費を実態に見合ったものとするなど、保護司制度の安定的な運営を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保護司は、犯罪や非行をした人に寄り添い、継続して相談に応じながら社会復帰をサポートするとともに、再犯防止活動の中心的な役割を果たし、地域の安心安全に寄与している。
- ・ 現在、保護司の担い手確保が課題となっており、本県においても令和6年12月1日現在で、定数1,644人に対し、実人数は1,413人と231人の欠員が生じている。
- ・ 保護司は保護観察所の業務を担う非常勤の国家公務員であり、無報酬であるが、その活動に係る費用については国が予算措置し、保護観察処遇を実施した場合は1件につき月4,460円、処遇困難事案の場合で月7,660円、帰住予定地の生活環境調整を実施した場合には1件につき3,440円が支給されている。
- ・ 他方、保護司から「職務内容と比して支給される国費が見合わない。実費弁償金のアップをすべき」などの声が上がっており、活動の実態に見合った実費弁償費が支給されていない。

◆参考

○埼玉県の保護司数（R1～R6）

	定数	現員数	充足率
令和元年度（R1.4.1）	1,644人	1,502人	91.4%
令和2年度（R2.4.1）		1,495人	90.9%
令和3年度（R3.4.1）		1,473人	89.6%
令和4年度（R4.4.1）		1,470人	89.4%
令和5年度（R5.4.1）		1,466人	89.2%
令和6年度（R6.12.1）		1,413人	85.9%

7 ひとり親世帯に対する支援



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども政策課

◆提案・要望

- (1) 一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の所得制限の緩和や手当額の増額などの経済的支援を充実・強化すること。
- (2) こどもの健やかな成長のため、離婚後の養育費の支払い等についての支援制度を拡充すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付限度額を引き上げるとともに、所得制限基準の緩和や減免基準の緩和を行うこと。
- (4) 一人で仕事と家事を担うひとり親は、家事にかけられる時間が少なくなることが多いため、ひとり親の仕事と家事の両立を支援する家事サービス等の支援の充実を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<経済的支援の充実・強化について>

- ・ 本県におけるひとり親世帯数は、令和2年国勢調査によると 36,589 世帯（母子世帯 32,130 世帯、父子世帯 4,459 世帯）である。
- ・ 令和3年度全国ひとり親家庭等調査によると、母子世帯のうち常用雇用されている割合は、48.8%と極めて低い状況である。
- ・ 令和4年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は、328.2 万円であり、児童のいる世帯 785 万円と比較すると 41.8%にしかならない。また、ひとり親家庭の相対的貧困率は 44.5%と高い水準となっている。

<養育費の支払いについて>

- ・ 令和3年度全国ひとり親家庭等調査によると、母子家庭のうち、離婚時に養育費の取決めをしている家庭は 46.7%、現在も養育費を受け取っている家庭は 28.1%と極めて低い状況である。

<母子父子寡婦福祉資金について>

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金貸付実績は以下のとおりである。
- ・ 貸付件数及び貸付額は増加傾向にあり、物価高の影響を受けやすいひとり親世帯に対しては、今後も幅広い経済的支援が必要である。

<仕事と家事の両立支援>

- ・ 令和3年度全国ひとり親家庭等調査によると、ひとり親本人が困っていることのうち、仕事と家事の割合が高くなっている。（母子世帯：仕事45.9%・家事15.5%、父子世帯：仕事33.6%・家事35.6%）

- ・ 現在のひとり親家庭等日常生活援助事業により家事支援は受けられるが、自治体が委託等により家事支援を行う方法に限られているため、自治体が事業を実施しない場合、支援を受けられない。そのため、ひとり親が民間サービスを利用した場合の助成を行うなど、より柔軟な利用が可能な仕組みとする必要がある。

◆参考

○母子父子寡婦福祉資金貸付実績

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	932	1,208	1,305	1,453	1,485
貸付額（千円）	614,195	746,832	769,235	897,122	952,639